

土浦市一般廃棄物処理業許可申請手続及び交付手続について

1 申請書の提出時期

許可または許可の更新を受けようとする方は、2月中(土・日・祝日は除く)に申請書を提出してください。

2 許可申請に必要な書類

提出していただく書類は、次のとおりです。正・副2部作成し、提出してください。

この場合、収集運搬業と処分業また浄化槽清掃業とでは提出していただく書類が異なりますので、ご注意ください。

□収集運搬業・処分業及び浄化槽清掃業共通必要書類

(1)一般廃棄物許可申請書(様式第17号)

(2)事業計画書(様式第18号)

(3)申請者が個人の場合は、住民票の写し(本籍地記載のもの)又は外国人登録済証明書

〃 法人の場合は、

①定款・寄付行為の写し

②登記簿謄本または登記事項証明書

③代表者、役員全員及び土浦市内に支店・事業所がある場合は、支店長・事業所長の住民票の写し(本籍地記載有のもの)

※本籍地記載有の住民票の交付を受けるには、本人請求か委任状が必要となります。

(4)業務経歴書(様式第19号)

(5)印鑑登録証明書(法人にあっては、代表者印の印鑑登録証明書)

(6)納税証明書

①個人が申請する場合必要とする納税証明書は、国税、都道府県民税及び市税の全ての納税証明書(非課税の場合は非課税証明書)

②法人が申請する場合必要とする納税証明書は、以下のとおりです。

ア 土浦市に本社、営業所等(商業登記簿上の営業所等)どちらかがある法人は、国税(様式その3の3)、県税(様式第40号の4)及び土浦市の市税の納税証明書(非課税の場合は非課税証明書)

イ 上記「ア」以外の法人は、国税及び本社所在地の都道府県税と市町村税の納税証明書(非課税の場合は非課税証明書)

(7)誓約書(様式第20号)

(8)従業員名簿(様式第21号)

(9)事業所、車庫等施設の概要図及びその付近の見取図

(10)機械器具明細書(様式第22号)

(11)自動車検査証の写し並びに車輛の前面及び側面の写真

土浦市で、業務に使用する全ての車輛(予備車輛を含む)を対象とします。

(12)他市町村における一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に関する許可一覧表(様式第23号)

(13)料金表

(14)収支決算書

(15)その他市長が必要と認める書類

□収集運搬業申請の場合(1)～(15)以外提出を必要とする書類

(1)一般廃棄物を処理するために搬入している自治体全ての処理手数料納付証明書(土浦市の証明書は必要ありません。)

(2)一般廃棄物収集運搬実施事業所名簿(市内)(様式第24号)

(3)一般廃棄物収集運搬実施事業所名簿(市外)(〃)

(4)他市町村等の一般廃棄物処理業許可証の写し

(5)一般廃棄物収集運搬業の経験年数を証明できる書類(新規の場合)

※申請者は、当該一般廃棄物処理業の経験年数が2年以上であること(申請者が法人の場合で、申請者の経験年数が2年に満たないときには、直接業務に当たる責任者に2年以上の経験を有する者がいること)

□積替え施設(保管場所)を有する場合(1)～(15)以外提出を必要とする書類

- (1)積替えに関する事業計画書
- (2)積替え施設の保管能力に関する資料
- (3)積替え施設(保管場所)の所在地及び案内図, 配置図, 平面図及び写真
- (4)建築確認証の写し
- (5)積替え後運搬先市町村の収集運搬業許可証の写し, 運搬先施設の処分業及び施設許可証の写し
- (6)積替え後の運搬先の搬入許可証又は使用許可証の写し
- (7)積替え施設の所有を証する書類又は使用の権限を証する書類の写し

□処分業申請の場合(1)～(15)以外提出を必要とする書類

- (1)処理施設の処理能力に関する資料
- (2)処理施設(処分能力5t/日以上, 焼却施設にあつては200kg/hまたは火格子面積2㎡以上)の設置許可証の写し(焼却施設にあつては処分能力50kg/h以上200kg/h未滿または火格子面積0.5㎡以上2㎡未滿の施設の届出書の写し)
- (3)残渣物等の処分施設の許可証の写し
- (4)残渣物等の処分状況に関する資料
- (5)処理フロー図(搬入～処理～処分の図)
- (6)処理施設の所在地及び案内図, 配置図, 平面図及び写真
- (7)前号の施設の所有を証する書類又は使用の権限を証する書類の写し
- (8)一般廃棄物処分業の経験年数を証明できる書類(新規の場合)
※年数等については収集運搬業と同様です。

□浄化槽清掃業申請の場合(1)～(15)以外提出を必要とする書類

- (1)浄化槽汚泥を処理するために搬入している自治体の全ての処理手数料納付証明書
(土浦市分の証明書は必要ありません。)
- (2)浄化槽清掃運搬区域一覧表(市内)(様式第25号)
- (3)浄化槽清掃運搬区域一覧表(市外)(")
- (4)他市町村等の浄化槽清掃業許可証の写し

3 許可の決定

許可は、法令、規則等に基づく要件をすべて満たすかどうかを審査した上で決定します。

許可又は不許可の決定をしたときは、速やかに申請者にその結果を通知します。

なお、新規申請の場合や許可内容に変更がある場合等は、審査期間中に申請書記載の事業所、施設、車庫等について現地確認をいたしますので、ご承知おきます。

4 許可証の交付

許可証は、許可期間の開始日前に交付します。交付日については、後日ご連絡します。

許可の更新の場合は、旧許可証を返還していただきます。必要な場合は、あらかじめコピーを取ってください。

5 許可の期間 許可日から2年間とします。

6 関連施設の管理について

- (1) 当該許可に係わる処理施設の出入り口付近に下記の表示を行うとともに管理事務所を設置するなど、一般廃棄物の受け入れ処理等について管理してください。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、法律施行例、施行規則に基づく基準等が満たされていなければ許可することはできません。

□一般廃棄物処分業の表示例

一般廃棄物処分施設			
一般廃棄物の種類			
許可期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
処分の方法			
管理者名		連絡先	- (夜間 -)

200cm

100cm

- (注) 1 材質は耐水性のもので、強度が十分にあること。
 2 塗装は、下地を白色、文字は黒色で。

□一般廃棄物の積替え施設の表示例

一般廃棄物の積替え施設			
一般廃棄物の種類			
許可期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
管理者名		連絡先	- (夜間 -)

200cm

100cm

- (注) 1 材質は耐水性のもので、強度が十分にあること。
 2 塗装は、下地を白色、文字は黒色で。

□一般廃棄物の積替えのための保管施設の表示例

一般廃棄物の積替えのための保管施設(または保管場所)			
一般廃棄物の種類	木くず(パレット)		
許可期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
保管施設の構造等	囲い又は保管施設の構造	○○○○	
	最大保管高さ	○. ○m ※屋外で容器を用いず保管の場合	
	最大保管量	○○立法メートル	
名称・代表者 本社所在地 責任者氏名 連絡先電話番号	株式会社○○○○工業 代表取締役 ○○ ○○ 茨城県○○市○○1-2-3 ○○ ×× ○○○-○○○-○○○○(夜間○○○-○○○-○○○○)		

200cm

100cm

- (注) 1 材質は耐水性のもので、強度が十分にあること。
 2 塗装は、下地を白色、文字は黒色で。
 3 「囲い又は保管施設の構造」欄については
 ① 廃棄物を屋外に保管する場合は、囲いの「材質」を明示すること。
 ② 廃棄物を屋内に保管する場合は、その建築物の構造の概要を明示すること。